

令和8年8月千葉豪雨に対する災害対策資金の発動について

発表日：令和8年8月26日

農林水産部団体指導課

令和8年8月千葉豪雨により被害を受けた農業者や漁業者に対して、復旧のための資金繰りを支援するため、低利の「千葉県災害対策資金」を発動します。

1.資金概要

資金概要について

資金区分	経営安定資金	施設復旧資金
資金使途	事業の再生産に必要な資金	農業・漁業用施設（簡易な施設を除く）等が損壊した場合において、当該施設を原状に復元するために必要な資金
貸付限度額	被害額の80%以内で 300万円以下	被害額の80%以内で 500万円以下
償還期間	5年以内	6年以内 (うち据置2年以内)

2.末端金利

0.55%

3.貸付開始

令和8年9月下旬（予定）

4.相談先

市町村の農業・漁業融資担当窓口にお問い合わせください。

なお、借り入れの際は罹災証明書（災害による被害を証明する書類）が必要です。

お問い合わせ

所属課室：[農林水産部団体指導課](#)経営支援室

電話番号：043-223-3075

ファックス番号：043-201-2622

メールでお問い合わせ

電話番号：043-223-2110（代表）
法人番号：4000020120006